

「(仮称) 浜里風力発電事業環境影響評価準備書」に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社道北エナジーが、北海道天塩郡幌延町において、総出力最大61,200kW（定格出力3,600kW級の風力発電設備17基）の風力発電所を設置するものである。

本事業は、恵まれた風況を活用し、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、対象事業実施区域は、一部が重要野鳥生息地（IBA）に指定されており、また、その周辺にはラムサール条約登録湿地であるサロベツ原野、国指定鳥獣保護区及び北海道指定鳥獣保護区、利尻礼文サロベツ国立公園、重要野鳥生息地（IBA）等が集中していることから、対象事業実施区域及びその周辺は、自然環境保全上、極めて重要な地域である。

また、本区域は利尻礼文サロベツ国立公園の中でも特に優れた自然景観等を保持している特別保護地区に接しており、年間を通じて多くの利用者が訪れる幌延ビジターセンター等の利用施設からの眺望景観に対する重大な影響が懸念される。

さらに、本区域及びその周辺は、希少猛禽類であるチュウヒ及びオジロワシの生息環境となっており、チュウヒの採餌活動及びオジロワシの繁殖が複数確認されていることから、これらの希少猛禽類に対する重大な影響が懸念される。

加えて、本区域内の一部においては、利尻礼文サロベツ国立公園の特別保護地区と一体的な植生、地形など重要な自然環境等が形成されており、また、事業者が計画している風力発電設備の設置予定位置は特別保護地区に接していることから、特別保護地区及びそれと一体的な植物及び生態系に対する重大な影響が懸念される。

このため、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

本事業の対象事業実施区域及びその周辺は、自然環境保全上、極めて重要であるという地域特性を踏まえると、本事業の実施に当たっては、自然環境に対する影響を回避・低減することが不可欠である。

そのため、以下を踏まえた風力発電設備の基数及び配置の再検討等により、事業規模の縮小を含めた更なる検討が必要である。

(1) 設置基数及び配置の見直しについて

本事業による景観及び鳥類への影響が強く懸念されることから、下記のとおり、影響を回避又は極力低減すること。

HS16 及び HS17 については、幌延ビジターセンターとパンケ沼園地とを結ぶ歩道の一部から眺望される利尻山のスカイラインを確実に切断すること、また、オジロワシの重要な生息地の近傍に位置し、風力発電設備の稼働によりバードストライクの影響が懸念されることから、設置の取りやめ又は影響回避を可能とする配置の変更を行うこと。

HS01 及び HS10 については、幌延ビジターセンターからの眺望において利尻山に接しており、また、幌延ビジターセンターとパンケ沼園地とを結ぶ歩道の一部から利尻山を眺望する視野の範囲のうち、水平視角の中心部に位置することから、設置の取りやめ又は影響回避を可能とする配置の変更を行うこと。

(2) 事後調査等について

(1) の見直しと併せて、事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

事後調査及び環境保全措置に位置付けられている環境監視等を適切に実施すること。
また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。

事後調査及び環境保全措置に位置付けられている環境監視等により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

周辺の他事業者による風力発電所との累積的な影響が懸念されるため、当該他事業者と情報を共有し、地域全体で効果的な環境保全措置を講ずることで、環境影響を低減させるよう努めること。特に、鳥類に対するバードストライクや移動経路の障害等重大な環境影響が懸念される情報について、事後調査の結果を含め、積極的に情報共有を図ること。

2. 各論

(1) 景観に対する影響

対象事業実施区域は、利尻礼文サロベツ国立公園において、公園の中でも特に優れた自然景観、原始状態を保持し最も厳しく開発行為等が規制される特別保護地区に接しており、周辺にはビジターセンターや車道、歩道、園地等の利用施設があり、年間を通じて多くの利用があることから、これらの利用施設からの眺望景観に対する重大な影響が懸念される。

また、本事業の風力発電設備の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、本事業の計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見(平成27年4月24日)及びそれを踏まえた経済産業大臣意見(平成27年5月1日)において指摘された事項を踏まえて、利尻山を望む景観への影響を回避するため、幌延ビジターセンターから眺望される利尻山のスカイラインの切断を回避したとしているが、幌延ビジターセンターからパンケ沼園地に向かう歩道上の一部からの眺望は、HS16及びHS17が利尻山のスカイラインを確実に切断しており、回避は十分ではない。さらに、同じく同意見で述べられている利尻礼文サロベツ国立公園の利用施設を訪れている観光客等の利用者の意見については、幌延町が実施したアンケート調査の結果を踏まえた配置の検討を行ったとしているが、当該アンケートには、景観に配慮した風力発電設備の配置等の検討に資するような質問項目は認められず、対応は十分ではない。

このため、1.(1)の見直しと併せて、専門家等からの助言を踏まえ、風力発電設備の設置による景観変化への配慮理由を明確にした複数パターンのモニター写真を作成し、地域住民及びその他利用者に見せた上での意見の聴取等を実施し、それらの意見を踏まえて、風力発電設備の高さ及び基数の調整並びに等間隔に見えるよう構造物の配置に法則性を持たせること等を更に詳細に検討すること。

(2) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺は、希少猛禽類であるチュウヒ及びオジロワシの生息環境となっており、対象事業実施区域内ではチュウヒの採餌活動が確認され、また、その周辺にはオジロワシの繁殖が複数確認されていることから、本事業の実施により、これらの希少猛禽類の風力発電設備へのバードストライク等の重大な影響が懸念される。さらに、対象事業実施区域はガン類、ハクチョウ類等の渡り鳥の集団飛来地となるラムサール条約登録湿地のサロベツ原野に隣接しており、対象事業実施区域及びその周辺は、これら渡り鳥の主要な経路となっていることから、これら渡り鳥の風力発電設備へのバードストライクや移動経路の阻害等の重大な影響が懸念される。

このため、本事業による重要な鳥類に対する環境影響を回避・低減する観点から、

1.(1)の見直しに加え、以下の措置を講ずること。

チュウヒの生息に対する影響を把握するために、対象事業実施区域東側及び南側に地上部が見渡せる調査地点を設け、当該調査地点での調査結果を加えて、予測及び評価を追加的に実施した上で、専門家等からの助言を踏まえ、チュウヒへの重大な影響が懸念される風力発電設備については、設置の取りやめを含めた配置の見直しを行うこと。

バードストライクの有無及び渡り鳥の移動経路に係る事後調査を適切に実施し、希少猛禽類であるチュウヒ及びオジロワシのバードストライク並びにガン類、ハクチョウ類等の渡り鳥のバードストライクや移動経路の阻害等の重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、それら鳥類への重大な影響が懸念される風力発電設備については、季節・時間帯による稼働制限等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

併せて、稼働後においてバードストライクが発生した場合の対応措置について事前に定め、重要な鳥類のバードストライクによる死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録し、関係機関へ報告するとともに、専門家等の助言を踏まえて、死亡・傷病個体の搬送、傷病個体の救命及び原因分析を行い、追加的な環境保全措置の検討に活用すること。

(3) 植物及び生態系に対する影響

対象事業実施区域内の一部においては、国立公園の特別保護地区と一体的な植生、地形など重要な自然環境等が形成されており、また、事業者が計画している風力発電設備の設置予定位置は特別保護地区に接していることから、土地の改変や風力発電設備の稼働に伴う潮風や水文等の変化により、特別保護地区及びそれと一体的な植物及び生態系に対する重大な影響が懸念されるが、これらの重要な自然環境への影響に関する予測及び評価について十分な検討がなされていない。

このため、本事業による植物及び生態系に対する環境影響を回避・低減する観点から、特別保護地区との境界付近に配置することが計画されている風力発電設備及び取付道路等について、国立公園内への影響を含めた前述の環境影響に関する十分な予測及び評価を実施した上で、重大な影響が懸念される場合は、以下の措置を講ずること。

自然度の高い植生がまとまりをもって分布している範囲に含まれる HS11、HS12 及び

HS13 については、設置の取りやめ又は影響回避を可能とする配置の変更を行うこと。
また、HS11、HS12 及び HS13 以外の特別保護地区との境界付近に配置することが計画されている風力発電設備及び取付道路等については、配置の変更を行うこと。

なお、配置の変更を行う際には、特別保護地区からの離隔を十分に確保すること。

本事業の実施に当たっては、以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。